

特例道路占用区域及び設置できる施設等の種類

1 川崎駅東口駅前広場

(1) 指定する区域

- ① 県道主要地方道川崎府中の一部
- ② 県道扇町川崎停車場の一部
- ③ 市道日進町32号線の一部
- ④ 市道駅前本町20号線の一部

(2) 設置できる施設

広告塔

2 指定区域図

特例道路占用指定区域



広告塔設置箇所



道路区域外（駅前広場）

